

令和元年 9 月 30 日

組合員・地域のみなさまへ

さいたま農業協同組合
代表理事組合長 山崎 昇一

不祥事発生のお詫びとご報告

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび誠に遺憾ながら、当組合におきまして職員による不祥事件が発覚いたしました。

当組合は、組合員・地域のみなさまが安心して利用していただくためコンプライアンスを経営の最重要項目の一つとして、様々な事業活動・取り組みを行ってまいりましたが、このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め深く反省いたしますとともに、組合員・地域のみなさまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、心からお詫び申し上げます。

現時点で把握している内容と当組合の対応につきまして下記の通りご報告申し上げます。

1. 不祥事の概要

平成 24 年 8 月より、尾間木支店職員が、お客様よりお預かりした定期積金の掛金を着服、平成 27 年 4 月に片柳支店に異動後も定期積金の掛金を着服し続け、更に平成 28 年 5 月からはお客様の定期貯金を中途解約し現金の着服を繰り返しておりました。

本件における被害総額は現時点で、約 1,100 万円に上り、着服した現金は、ローンの返済やギャンブル、遊興費に充てておりました。

当組合は、職員による定期貯金および定期積金等の掛金横領事件として埼玉県等関係団体に報告するとともに、埼玉県警にも届け出ております。

また、横領による被害額については既に当該職員より全額回収しており、被害に遭われたお客様には個別訪問し、お詫びと報告を申し上げ、ご理解を賜るとともに、全額弁済させていただいております。

なお、当該職員については、当組合の就業規則に基づき令和元年 9 月 9 日付で懲戒解雇処分といたしました。

2. 今後の対応等

今般の不祥事を厳粛に受け止め、徹底した役職員の意識改革を進め、再発防止策の確実な実践に取り組み、一日も早く組合員・地域のみなさまに安心してご利用いただける J A づくりに全力を尽くす所存でございます。

役員・管理・監督責任等については、関係機関と相談しながら厳正な処分を行い、関係職員の処分についても賞罰委員会において厳正に行います。

今後は、組合員・地域のみなさまの信頼を取り戻すため誠心誠意努めて参りますので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げますとさせていただきます。

《本件に関する問い合わせ窓口》

さいたま農業協同組合 本店 管理部コンプライアンス課 電話 048-666-1254

* 土日祝日を除く 9:00~17:00

以上